

平成26年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成26年4月23日 開会

平成26年4月23日 閉会

奈井江町議会

平成26年第1回奈井江町議会臨時会

平成26年4月23日（水曜日）

午前9時59分開会

○ 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第1号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の先決処分の承認を求めることについて

第4 議案第2号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）

第5 議案第3号 平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第1号）

第6 議案第4号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例

第7 議案第5号 工事請負契約について【米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備工事】

第8 議案第6号 工事請負契約について【奈井江中学校耐震補強工事（第二期工事）】

○ 出席議員（10名）

1番 遠藤 共子

2番 石川 正人

3番 三浦 きみ子

4番 大矢 雅史

5番 森岡 新二

6番 森 繁雄

7番 笹木 利津子

8番 森山 務

9番 鈴木 一男

10番 堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町 長 北 良 治

副 町 長 三 本 英 司

教 育 長 萬 博 文

会 計 管 理 者 篠 田 茂 美

まちづくり課長 相 澤 公

くらしと財務課長 小 澤 克 則

ふるさと振興課長 碓 井 直 樹

おもいやり課長 馬 場 和 浩

まちなみ課長 大 津 一 由

健康ふれあい課長 小 澤 敏 博

やすらぎの家施設長	表	久	義
教 育 次 長	山	崎	静
教 育 委 員 長	堀	美	鈴
農 業 委 員 会 会 長	桑	島	雅 憲
代 表 監 査 委 員	中	野	浩 二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	岩	口	茂
庶 務 係 長	栗	山	ひろみ

(9時59分)

---

**開会・挨拶**

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員10名で、定足数に達しておりますので、平成26年奈井江町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名について**

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番遠藤議員、2番石川議員を指名します。

---

**日程第2 会期の決定について**

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

---

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、専決事項は、平成25年度奈井江町一般会計補正予算(第7号)であります。

平成25年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,988万7千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成26年3月31日をもって行ったものであります。

平成26年4月23日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、2款地方譲与税18万円を追加し4,828万円、3款利子割交付金11万4千円を減額し128万6千円、4款配当割交付金52万5千円を追加し112万5千円、5款株式等譲渡所得割交付金143万9千円を追加し153万9千円、6款地方消費税交付金587万9千円を減額し6,642万1千円、7款ゴルフ場利用税交付金52万1千円を減額し547万9千円、8款自動車取得税交付金256万4千円を追加し1,

206万4千円、10款地方交付税4,685万9千円を追加し24億3,801万円、11款交通安全対策特別交付金9万3千円を追加し69万3千円、17款寄附金20万円を追加し717万3千円、18款繰入金4,523万9千円を減額し1億5,115万1千円、20款諸収入9万3千円を追加し9,716万6千円、歳入合計20万円を追加し51億9,988万7千円。

歳出、2款総務費20万円を追加し5億98万円、歳出合計20万円を追加し51億9,988万7千円。

一般会計補正予算（第7号）の概要についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成25年度における地方譲与税、地方交付税等、収入の確定によるものが主なものであり、地方譲与税等の最終の決定通知がありました、3月31日付けでの専決処分を行ったものであります。

補正の内容について歳出から説明を致します。

8頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の地域振興基金積立金では、ご寄付による積立金20万円を追加計上。

民生費、児童福祉費では、財源の振り替えを行っております。

次に、歳入について説明申し上げますので、6頁をお開き下さい。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税の増額により合わせて18万円を追加。

利子割交付金では11万4千円を減額計上。

配当割交付金で52万5千円を追加し、株式等譲渡所得割交付金では143万9千円を追加計上致しております。

地方消費税交付金では587万9千円を減額。

ゴルフ場利用税交付金で52万1千円を減額。

自動車取得税交付金では256万4千円を追加計上致しております。

地方交付税では、普通交付税で、国の補正予算により調整額の復活が行われたことによる追加交付184万7千円、また特別交付税の確定に伴い4,501万2千円、合わせまして4,685万9千円を追加計上致しております。

8頁の交通安全対策特別交付金では9万3千円を追加。

寄附金では、高柳修様、早見悦子様、北村義行様、匿名の1名の合わせまして20万円を追加計上致しております。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金による繰入で5万円を追加計上。

諸収入、雑入では、宝くじ交付金収入で9万3千円を追加計上したところであります。

以上における歳入歳出の差4,528万9千円につきましては、同じく歳入予算8頁の財政調整基金繰入金で、同額減額計上を行って、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第4、議案第2号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の10頁をお開き下さい。

議案第2号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,939万

8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,439万8千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月23日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、14款国庫支出金2,453万5千円を追加し2億6,502万4千円、18款繰入金486万3千円を追加し3億3,164万5千円、歳入合計2,939万8千円を追加し46億4,439万8千円。

歳出、3款民生費2,939万8千円を追加し9億4,373万2千円、歳出合計2,939万8千円を追加し46億4,439万8千円。

平成26年度の一般会計補正予算（第1号）の概要について、ご説明を申し上げます。

13頁の歳出から説明を申し上げますが、民生費、社会福祉費の高齢者対策費では、国の平成25年度補正予算で措置された、がんばる地域交付金の対象事業として、やすらぎの家における、ボイラーの更新、電話及びナースコール設備整備に係る繰出金2,916万円を追加計上致しております。

また、認知症ケアパス等作成・普及事業に要する経費では、平成25年度において国の介護保険事業を活用し作成した「認知症ケアパス」の早期普及と町民意識の高揚を図るため、「ガイドブック」の全戸配布に必要な印刷費23万8千円を追加計上致しました。

次に、歳入について説明致しますので、13頁をご覧下さい。

国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金では、がんばる地域交付金2,453万5千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差486万3千円につきましては、財政調整基金繰入金で同額追加計上を行い、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第9、議案第3号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の15頁をお開き下さい。

議案第3号「平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」

総則、第1条、平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)

は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

建設改良事業、施設外部大規模改修工事外で2,916万円を追加し1億692万円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款資本的収入で2,916万円を追加し1億729万9千円。

支出、第1款資本的支出2,916万円を追加し1億751万7千円。

重要な資産の取得の補正、第4条、予算第8条に定めた重要な資産の取得に、次の資産を追加する。

取得する資産、既決分の建設外部大規模改修、一式に補正分と致しましてボイラー設備一台、電話及びナースコール設備、一式をそれぞれ追加するものであります。



平成26年4月23日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計補正予算（第1号）の概要についてご説明を申し上げますが、先ほどの一般会計でも説明致しました、がんばる地域交付金の対象事業として、ボイラー設備更新、電話及びナースコール設備の整備を行おうとするものであります。

資本的支出から説明致しますので、17頁をお開き下さい。

資本的支出の建設改良費、建設工事費では、ボイラー設備更新工事1,350万円を追加計上。

資産購入費では、電話及びナースコール設備整備に係る費用として1,566万円を新たに計上致しております。

資本的収入の負担金では、ボイラー設備更新、電話及びナースコール設備整備に係る財源と致しまして、一般会計負担金2,916万円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では2,132万8千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3,836万2千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長

日程第 6、議案第 4 号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 18 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

平成 26 年 4 月 23 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正しようとするものでありますので、概要について、担当から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

議案第 4 号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げますので、臨時会資料 1 頁、資料 1 の改正概要をご覧ください。

今回の改正につきましては、平成 26 年度の税制改正に伴い、地方税法等が改正されたことにより、関係条例を改正するものでございます。

主な改正点についてでございますが、1 の「個人町民税」では、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例、優良住宅の造成等の土地の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限をそれぞれ延長するものでございます。

次に、2 の「法人町民税」につきましては、国税において、法人住民税の引き下げ分を規模とする「地方法人税」を創設し、その税込額を地方交付税の原資とするために、法人税割の税率引き下げを行うものでございます。

この法改正によりまして、市町村の標準税率が、12.3%から9.7%に引き下げられますが、当町では、制限税率を採用していることから、税率を現行の14.7%から2.6%減の12.1%に引き下げるものでございます。

なお、改正附則により、新税率は、各法人における本年10月1日以後に開始する事業年度から適用することを定めておりますので、新税率による申告納付は、中間申告の場合は、早くても来年4月以降、確定申告の場合は、早くても来年10月以降となる予定でございます。

次に、3 の「軽自動車税」についてでございますが、平成 26 年 4 月 1 日施行の自動

車取得税の税率引き下げに伴い、税率を改正するものであり、原動機付き自転車及び二輪車の税率を、平成27年度から、現行の1.5倍、または2,000円に、軽四輪の家用乗用車につきましては、現行の7,200円を1.5倍の10,800円に、家用乗用車以外の軽四輪、小型特殊自動車については、現行の1.25倍に、それぞれ標準税率を適用し、税率の引き上げを行うものでございます。

なお、軽四輪車等の新税率につきましては、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両が対象であり、これ以前の車両については、現行と同じ税率を適用するよう、改正附則で経過措置を定めてございます。

また、軽自動車における環境負荷の軽減を図るため、平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の20%の重課税率を新設するよう、条例附則の改正を行っております。

次に、資料の2頁をお開き願います。

4の「国民健康保険税」につきましては、低所得者に対する保険税の軽減対象世帯を拡大するため、5割軽減においては、軽減判定所得の算定における被保険者数に世帯主を含めるとともに、2割軽減においては、被保険者数に乗すべき金額を現行35万円から45万円に引上げるものでございます。

なお、国の法令では、この他に、医療・後期・介護の3区分における限度額超過世帯の割合のばらつきを抑えることを目的に、後期高齢者分及び介護分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げる改正を行っておりますが、当町において、後期分と介護分の課税限度額を改正しても、国が考えているような、3区分の限度超過世帯の割合のばらつきを抑えることができないことなどから、当町としては、今回の課税限度額の改正を、当面見送ることとしたところであります。

以上が、条例改正の主要事項でございますが、このほか、今回の地方税法等の改正に伴い、その他所要の規定の整備を行うとともに、改正附則において、施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することを、新条例の施行後においても、平成25年度までの分については、なお、従前の例によることなどの経過措置を規定しております。

改正箇所の新旧対照表につきましては、資料の3頁から28頁に記載のとおりでございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

●3番

今、説明のありました法人町民税のところですが、これに、該当する法人はいくつぐらい、何箇所ぐらいあって、去年の状況でいうと、全部で減額はいくつぐらいに

なるんでしょうか。

大体でいいんですけれども。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の三浦議員のご質問でございますが、該当の法人数につきましては、今、手元に資料がございませんので、数は説明は省略をさせていただきますが、金額についてでございますが、平成25年度の決算見込みの数字でいきますと、法人町民税全体の調定額につきましては、25年度約8千万ほどになる予定でございますが、このうち、今回、税率改正を行います法人税割につきましては、約5,400万の調定見込み額となっております。

これを、税率改正によって減額することによる、減額の金額につきましては、約950万ほど法人町民税の額が減少するというような試算になってございますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

森議員。

●6番

今、三浦議員の質問に合わせて加えて、お聞きしたいと思っております。

それから、国民健康保険税の方でも1点、合わせて2点ほど質問させて頂きたいと思っております。

今ほど、三浦議員の質問にありましたように、法人税が2.6%下がって、影響額が示されました。

これは、国の政策が当然、政策の中で影響額が出たということで、これに対して、国の方は交付税措置だとかそういうのを考えているのかいないのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森議員のご質問でございますが、法人町民税の減額分の国の方としての考え方ということでございますが、この減額分につきましては、全額を交付税、特別会計の方に全額を繰り入れるということで、国の方から考え方を示されております。

ただ、この繰り入れられた地方法人税の分が、どのように配分されるかというのはまだ国の方から示されておられませんので、交付税がどの程度増えるかというのは、ちよっ

と現時点では、試算が出来ない状況でございますが、国の資料によりますと、この減税によって、国全体でいきますと、約6千億円の規模の交付税特会への繰り入れになるというふうに聞いてございますので、この6千億円を現在の交付税の国の総額に占める割合の率でいきますと、約3.6%ほど交付税の予算が増えるのかなというようなことを聞いてございますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

森議員。

●6番

今、1つ目の方は分かりました。

それからもう1つお聞きしたいと思っております。

先ほど、国民健康保険税の医療介護支援分、それから介護分の中で、国の中で各2万円ずつあげますということが言われました。

それに対して、わが町では、それは今回は見送るというお話されたんですけども、これは、その分の比率の割合は、均等化を図る意味で国は2万円を上げてくるんだと思っておりますけれども、そこを上げなくても、上げても上げなくても、わが町では均等には変わらないということなのか、どうなのか、その辺を確認したいと思っております。

あわせて、均等の部分を上げないとすれば、世帯数が少ないのかなという、対象世帯数が少ないのかなということも考えられると思っておりますけれども、対象世帯数は何戸ぐらいになるのか、その辺を確認したいと思っております。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

今回の国の限度超過額の引き上げに伴う国の考え方でございますけれども、国の平成26年度の推計によりますと、限度超過世帯の割合が年々増加すると共に、医療・後期・介護の区分ごとの割合も非常にばらつきが出てくる可能性があるということを課題として捉えておまして、これを是正するために2万円、後期分と介護分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げというのが、国の考え方でございまして、これを、改正前でいきますと、それぞれの割合が、2.7%から4.1%であったものを、改正によりまして、2.7%から3%程度に平準化しようということが狙いでございますが、奈井江町においては、25年度の賦課実績での試算でいきますと、現行で既に0.8から5.9の幅で大きく、全国の平均よりもばらつきが非常に多いことと、もともと、後期分と介護分の税率が低く、国のような限度額を改正しても、ばらつきが更に拡大するというようなことから、本町においては、課税限度額の見直しだけではなくて、税率についても、検討を行う必要があるだろうというようなことの上で、今回見送りをさせて頂くということで、決定をさせて頂きました。

これらの影響、関係する戸数につきましては、これはあくまでも25年度の状況でございますけれども、現在、25年度でいきますと、限度超過額現行77万円でございますけれども、77万円に達している世帯数が6戸、割合にしますと0.63%、見直しを行った場合は更に戸数が減少しまして、1戸、0.11%になるだろうという推計をさせて頂いたところでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7、議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時30分)

●議長

日程第7、議案第5号「工事請負契約について【米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備工事】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の27頁をお開き下さい。

議案第5号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成26年4月23日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は、米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備工事であります。

契約の方法は、一般競争入札により、契約の金額は1億2,030万1,200円、このうち消費税及び地方消費税の額は891万1,200円であります。

契約の相手方は、大阪府大阪市北区鶴野町1番9号、ヤンマーグリーンシステム株式会社であります。

入札の執行調書を次頁に掲載してございますので、よろしくご審議の上、議決をお願い致したいと思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

●議長

日程第 8、議案第 6 号「工事請負契約について【奈井江中学校耐震補強工事（第二期工事）】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 29 頁をお開き下さい。

議案第 6 号「工事請負契約について」

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第 2 条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成 26 年 4 月 23 日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は、奈井江中学校耐震補強工事（第二期工事）であります。

契約の方法は、指名競争入札により、契約の金額は 1 億 4,202 万円、うち消費税及び地方消費税の額は 1,052 万円であります。

契約の相手方は、空知郡奈井江町字奈井江 32 番地 13、株式会社鈴木東建内の鈴木東建・共和経常建設共同企業体であります。

入札執行調書を、次頁に掲載しておりますので、参照の上、よろしくご審議頂き、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決します。



本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成26年奈井江町議会第1回臨時会を閉会致します。

皆さん大変ご苦労さまでした。

---

(10時34分)